

## 【書評】

ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー（編）  
『多文化社会ケベックの挑戦』（竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳）明石書店、2011年

G rard Bouchard et Charles Taylor (dir.), *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation (Rapport Abr g )*, Gouvernement de Qu bec, 2008.

丹羽 卓  
NIWA Takashi

本書は、2007年2月にケベック州首相ジャン・シャレによって設置された「文化的差異に関する調和の実践をめぐる諮問委員会」（ブシャール＝テイラー委員会）が、2008年5月に発表した報告書の要約版を翻訳したものである。巻頭の「解題」（これは本書の理解に非常に有益である）にあるように、報告書そのものは極めて大部で膨大かつ詳細な資料を含む。それは専門研究者にとって貴重であるとしても、こうした問題に関心を持つ一般の人々を遠ざけてしまうだろう。そうした懸念があるため委員会も要約版を作成したのであろうから、ましてや日本の読者向けには要約版が妥当だとした翻訳者の判断は正しい。膨大な調査に基づく報告をコンパクトにまとめた要約版を翻訳した本書は、ケベックに関心を持つ人だけでなく、移民統合に関心のある日本の読者にも非常に価値がある。国際的な関心を呼んでいる本報告書は、おそらく世界に先駆けて日本語に翻訳され、出版された。その点でも、価値が高い。

キーワードは「妥当なる調整」。もとは法律用語であるこの表現が、多元社会ケベックにおいて拡大適用され、主として文化的相違に起因する対立を解消する手法を指すようになった。委員会が調査対象としたのは、1985年12月から2008年4月までの約22年間で、その間のこれにかかわる訴訟は73件、そのうちの40件は2006年3月から2007年6月までのことだった。数字だけ見ても、この期間がかなり異常な時期だったことが分かる。そのため、委員会はこの約15カ月を「大混乱期」と名付けている。この期間に「妥当なる調整」をめぐる騒動がいくつも持ちあがり、それに対処するため

にケベック州政府により設けられたのが、この委員会である。

委員会は、この時期のメディア報道と実際に起こった事件の真相との事実関係の調査を行った（先住民と英語系マイノリティに関する事柄は調査対象としていない）。その結果、事実と認識に大きなズレがあり、それが激しい論争を引き起こしたことがわかった。この問題に対する委員会の見解によれば、マジョリティの間に「妥当なる調整」によって不利益を被っているという感情が高まり、さらにそれにマスメディアの偏った過剰な報道が拍車をかけたのが原因だということになる。その背景には、マイノリティは「妥当なる調整」を通して要求ばかりをし、マジョリティは譲歩ばかりを迫られているという思い込みがあったことがわかったのである。要するに、「大混乱期」は「思い込みによる危機」(p.41)だったということになる。報告書はその点を指摘し、その誤解を解くべく、第3章以降で丁寧な分析と提言を行っている。ただ、その内容を紹介するだけの余裕はないので、ここではその論点だけを整理し、コメントを加えたい。

まず、「妥当なる調整」の根拠の確認がなされる。文化的差異によって不利益を被っている人に対して扱いを変えるのは、自由民主政の社会の基本である「法の前の平等」の原則に反しないのだろうか？それはその通りだが、それが適用される社会は均質であるという前提がそこにはある。だが、ケベックに限らず、現代社会は多様化が著しく進み、そうした均質性を前提とできなくなっているため、そこに「厳格な平等」をあてはめると、かえって差別を生むという事態が発生する。さらに、中立だと言われている規範が、実はマジョリティ文化の反映でしかないという認識もある。したがって、文化的相違が生み出す問題の解決には、法律を画一的に適用すればいいものではなく、文化的な差異を認めた平等を追求しなければならず、そのためになされるのが「妥当なる調整」なのである。この考え方は「差異を認めたシティズンシップ」(citoyenneté différenciée)を主張する政治学の流れとも軌を一にすることを付け加えておこう。

ケベックでは、文化的多様性が原因となるような摩擦を解消するために、「妥当なる調整」のような何らかの融和策（より広く「調和の実践」と呼ぶ）が、病院や学校などの公共機関では不可欠となっている。それは一般の人々の幅広い信頼も得ており、マイノリティの要求数の拡大兆候もみられず、委員会は「現状はうまくいっている」(p.60)という全体的印象を表明している。ケベック社会の問題点を理解し改善策を提案するものの、現状を肯定的に捉

えるという態度が本書を貫いており、委員会の楽観的な見方には若干の驚きもある。それは、1960年代の「静かな革命」以降自分達が築き上げてきた社会への自信と、ケベコワへの信頼に裏打ちされたものなのであろうか。

それではなぜ「大混乱期」があったのだろうか。「妥当なる調整」に対するフランス語系マジョリティの不満の背後には、実はアイデンティティを巡る不安があると指摘されている。それは自分達が北米における圧倒的マイノリティであり、英語の同化圧力により早晩消え去るのではないかという伝統的不安である。しかも、ケベックの将来プロジェクトとして「静かな革命」に続く「偉大な理想」もまだない。そうした中で、「静かな革命」以降獲得された男女平等とかライシテ（脱宗教性）といったマジョリティの価値観が危険にさらされているのではないかという危機感がある、と委員会は言う。

しかし、委員会は悲観的ではない。マジョリティの不安に対して丁寧の説明を加えた後、フランス語系ケベックは受容と連帯という価値観を併せ持っているので、社会の分断化と排他性を避けるために、移民によってもたらされた他のアイデンティティと手を組んで、ケベック社会のすべての構成員が共有できる公共の文化を築いていかなければならない、と主張する。そして、これを実行するのに、ケベックはヨーロッパの国々よりも有利な位置にあるとの認識も示されている。ケベックの移民受け入れの経験は長く、社会発展への移民の貢献も高く評価されているからである。ヨーロッパのように、かつての宗主国と植民地という関係に立って移民を受け入れているわけではないし、大都市郊外に移民の貧困層が集中的に居住することもない。しかし、ケベックにも移民の疎外現象があることも看過されてはならず、移民の置かれた不安定な社会経済状況や差別が指摘されている。当然これは克服しなければならない課題であると認識され、具体的提案もなされている。

つまり、ケベックの将来のためには、マジョリティの不安を払拭し、マイノリティの状況を改善するという2つの大きな課題があるというのが、委員会の基本的な考えだと理解してよいだろう。そして、それに立ち向かい、社会統合を実現するための基本的精神がインターカルチュラリズムなのである（その定義はまだ明確ではないため、そうするための11の提案がなされており、それはケベックのインターカルチュラリズムを理解するうえで、重要な手掛かりを与えてくれる）。

西洋諸国でライシテは社会統合上の深刻な課題となっている。ケベックも例外ではないが、委員会はライシテについてフランスとは違う行き方をとる。

「国家の中立性」は「良心および信教の自由」の上位に置かれるべきものでなく、むしろ宗教的表現を奨励するように構想されるべきだという「開かれたライシテ」を提唱しているのである。それはケベックの歩んできた道の継承だというのである。フランスの共和主義的行き方とのこの対比は興味深い。両者の比較研究は実りある成果をもたらすのではないだろうか。

そして、ケベックでは法的な狭い意味での「妥当なる調整」に訴えるよりも、「協議による和解」を強く支持すると述べられている。その理由は、後者が意見交換、交渉、互恵といったインターカルチュラリズムを支える価値に基づいているからである。いずれの手続きを経るにしろ、「調和の実践」が社会統合に不可欠であるとの本書の主張に揺らぎはない。

委員会は、この「インターカルチュラリズム」「開かれたライシテ」「調和の実践」をケベックの将来ビジョンの3本の柱として、未来に向けての8つの提言をしている。そして次のように結ばれている。

「ケベック人のアイデンティティは、民族的・文化的多様性および多元的哲学を尊重する精神のうえに成り立っている。それらは、ケベックが、フランス系カナダの遺産をそこなうことなく、取り入れたものであり、この新生のアイデンティティこそが、まさにフランス系カナダ人の遺産に新しい地平線を切り開いていくのである。」(pp.139-140)

ケベックの現状についても将来についても一貫して明るい態度が本書を貫いている。そこには、様々な困難な問題があるのを承知の上で、明確な指針のもと積極的にそれらを克服していこうという姿勢がある。実は2001年に提出された「フランス語の現状と将来に関する全州民会議」(ラローズ委員会)の報告書にも類似の姿勢が見られる。オープンで包摂的な社会を構築しようという積極性がケベックにはあるということであろう。どちらの委員会にも言えることだが、ケベック各地で市民参加型のおびただしい数の公聴会や公開討論会の議論を経て、報告書を作成している。この対話の積み重ねこそ、まさにインターカルチュラリズムの実践と言ってよいのではないだろうか。

ケベックの今回の試みはヨーロッパ諸国からも注目された。フランスのライシテ研究の第一人者であるジャン・ボペロの *Une laïcité interculturelle : Le Québec, avenir de la France?* という刺激的なタイトルの書物はすでに周知のこ

とかもしれないが、委員会開催中、各地から多数の見学者の来訪があったと聞いている。また、2011年5月にはモントリオールにおいて「Une dialogue Québec-Europe sur l'interculturalisme」と題された国際シンポジウムがジェラルド・ブシャールとヨーロッパ評議会のガブリエラ・バッタイニ＝ドラゴニの共同責任のもと開催され、北米およびヨーロッパから代表的な研究者が多数集まりインターカルチュラリズムについて討議した。

その一方で、本報告書はケベックの知識人からは冷たく受け取られた(cf. B. Gagnon (dir.), *La diversité québécoise en débat*, Éditions de Québec Amérique, 2010)。フランス語系マジョリティの評判も芳しくない。また、ケベック州政府も歓迎しているようには思えない。本書の「最優先されるべき勧告事項」の1番目に置かれた、「インターカルチュラリズムの法制化」すら、3年以上経過した現時点でも実現への動きがないのである（以上の点は、2012年3月に評者がジェラルド・ブシャール教授にインタビューする機会を得た際に確認した。）。

こうした評価の落差は何に起因するのか。報告書の楽観的な見方は間違っていたのだろうか。ケベック社会が実際にはまだそこまで追いついていないのだろうか。多方面からの研究が求められるところである。

(にわ たかし 金城学院大学教授)